**令和２年度温暖化「適応」推進事業委託業務仕様書**

１　委託事業名

令和２年度温暖化「適応」推進事業委託業務

２　目的及び事業概要

世界的な課題である地球温暖化対策については、地球温暖化の原因となる温室効果ガスを削減する「緩和」の取組みとともに、将来さらに気温上昇が見込まれる中、現にあるいは今後現れる気候変動の影響に対して「適応」していく取組みが重要になっている。

この「適応」について、国では平成27年11月に「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定（その後、平成30年６月の気候変動適応法公布を受け平成30年11月に「気候変動適応計画」を閣議決定）し、大阪府では平成29年12月に「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に府域における「適応」の分野別の方向性や、「適応」の推進の考え方を盛り込む改定を行い、その推進を図ることとしている。

しかしながら、「緩和」の重要性は共通の認識となっているのに対し、「適応」については、新しい概念であり、府民の理解はまだ浅く、啓発の担い手となる人材も少ないのが現状である。

気候変動の影響は、地域特性等により様々な分野・様々な形態で現れる可能性があるため、その影響による被害を回避あるいは最小化、もしくは有益な機会として活かす「適応」の取組みは、今後長期にわたり必要であり、それぞれの地域で「適応」の取組みを根付かせるためには、府民一人ひとりが「適応」の重要性を理解することはもとより、環境ＮＰＯ、地球温暖化防止活動推進員※（以下「推進員」という。）、市町村が啓発の担い手となって「適応」を浸透させ、地域活動の中心となっていくことが求められる。

このため、本委託事業は、府域での啓発の担い手として期待される環境ＮＰＯ等をはじめ、府民の「適応」に関する理解を深め、府域での「適応」の浸透・実践につなげることを目的として、環境ＮＰＯ・推進員・市町村職員を対象にした「適応」の普及に向けた学習会の開催、府民を対象にした環境ＮＰＯ等と協働した地域での「適応」の啓発、環境ＮＰＯ・推進員向けの「適応」啓発取組事例集の作成、府民向けの啓発資料の作成を行うものである。

※地球温暖化防止活動推進員については、以下を参照すること。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/suishinninn/index.html>

３　契約期間

契約締結の日から令和３年３月19日（金）まで

４　委託上限額

4,500,000円（税込）

※本委託事業を実施するすべての経費を含む。

５　事業内容及び提案を求める事項

本委託事業で実施する業務は、次の(1)～(4)とする。

なお、業務の実施にあたっては、発注者である大阪府と十分に調整をすること。

(1)「適応」の普及に向けた学習会（適応塾）の開催

○　「適応」の啓発の担い手を増やすため、環境ＮＰＯ・推進員・市町村職員を対象に、「適応」について、地域での影響や課題、普及啓発手法等を学ぶ学習会を開催する。

○　１回20名程度の規模とし、府内で４回開催する。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）・環境ＮＰＯや推進員、市町村職員が、それぞれの活動する地域、活動分野における気候変動の影響や「適応」について理解を深め、普及啓発手法を学べる、効果的な学習会の開催内容を具体的に提案すること。・学習会の開催場所・開催回数は、過年度の開催自治体、地域特性や参加者の参集性、効果等を考慮して提案すること。（例：北摂・中部・南河内・泉州の各地域で１回ずつ開催する、前編・後編の２回構成の勉強会を「北摂・中部」・「南河内・泉州」の府域２か所において開催する等）・学習会のうち１回については「暑さへの適応」をテーマに含めた提案とすること。・環境ＮＰＯや推進員、市町村職員による活動の継続性、他の地域・団体への展開を考慮した提案とすること。また、普及啓発手法については、ナッジ理論を取り入れたものなどの多様な方法を検討すること。・学習会の開催によって「適応」の啓発の担い手が増加したという効果を把握する方法を具体的に提案すること。（留意事項）・学習会では、平成29年度の温暖化「適応」推進事業で作成した「おおさか気候変動『適応』ハンドブック」を資料として用いること。・開催案内の送付は原則受託者から行うこと。 |

(2) 環境ＮＰＯ等と協働した地域での「適応」に関する啓発活動

○　府民を対象に、暑熱環境の悪化による熱中症や集中豪雨による災害に対する日常の備えなど、地域特性に応じ身近で起きる気候変動の影響への「適応」に関する啓発活動を実施する。

○　啓発活動は学習会に参加した環境ＮＰＯ・推進員・市町村職員とも連携・協働して実施する。

○　啓発活動は府内の４か所で実施する。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）本業務は、府民を対象に「適応」に関する啓発を行うとともに、今後、環境ＮＰＯ等が啓発活動を継続して実施することを想定し、対象とする分野、規模や啓発手法等の事例を増やすことを目的としている。このことを踏まえて、以下の内容を提案すること。・４か所の実施箇所毎に、地域特性を踏まえた「適応」のテーマを設定し、地域住民による身近で起こる気候変動の影響や日常における「適応」の重要性への気づき、活動のきっかけづくりとして効果的な実施内容（テーマ、ねらい、規模、場所、時期、協働する環境ＮＰＯ、啓発手法、講師＜招聘する場合＞、周知方法など）を具体的に提案すること。・うち１か所については「暑さへの適応」をテーマとし、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業で整備したクールスポット、または、大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアムが選定したクールスポット100選・クールロード100選に選定されているクールスポットにおいて、訪れた府民等を対象に分かりやすく、楽しみながら学べる啓発内容を提案すること。※大阪府が整備したクールスポット、大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアムが選定したクールスポット等については、以下を参照されたい。http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/coolspot\_odekake.html・啓発活動を実施する府内４か所は特定の地域に集中させず、地域特性を考慮して設定し、提案すること。北摂・中部・南河内・泉州の各地域で行うことが望ましい。・それぞれの啓発のねらい、環境ＮＰＯ・推進員との連携・協働内容を明らかにして提案すること。・多くの参加者が集まるよう、効果的な募集や周知の方法を提案すること。・「適応」に関する啓発のモデル的事例として活用できるものとして、環境ＮＰＯや推進員による活動の継続性、他の地域・団体への展開を考慮した提案内容とすること。・屋外で実施する場合は、雨天時の対応についてもあわせて提案すること。・啓発活動参加者への啓発効果、協働した環境ＮＰＯの今後の活動継続性の効果を把握する方法を具体的に提案すること。（留意事項）・連携・協働する環境ＮＰＯ・推進員には「(1) 「適応」の普及に向けた学習会（適応塾）」への参加を求めること。 |

(3) 「適応」啓発取組事例集の作成

○　環境ＮＰＯや推進員等が、府民に対して「適応」の啓発を行う際の参考書として活用できる普及啓発取組事例集を作成する。

○　作成部数は２千部とし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）も提出する。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）　　・多様な適応分野（農業、森林・林業、水産業、水環境、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、府民生活・都市生活）及び多様な啓発形態（講義、体験型学習、イベント、学校への出前授業等）の事例を掲載し、使用者が活用しやすい構成を提案すること。・環境ＮＰＯや推進員等が「適応」についての普及啓発を行う際、参考とできるよう過去の事例を分析する等、より効果的な普及啓発の実施を促進できるような工夫について提案すること。（留意事項）・温暖化「適応」推進事業で実施した啓発や環境ＮＰＯ・推進員・市町村の活動を主として掲載すること。・掲載については公益的な内容とすること。・納品日は発注者と調整すること。 |

(4) おおさか気候変動「適応」ハンドブックの改訂

○　平成29年度に作成したおおさか気候変動「適応」ハンドブックを改訂する。

○　作成部数は５千部とし、電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）も提出する。

|  |
| --- |
| （提案を求める内容）・府民にとって身近な話題を取り入れるなど、理解しやすい工夫について提案すること。・セミナーや出前授業、地域活動での「適応」の説明において活用しやすい工夫について提案すること。（留意事項）・平成29年度に作成したおおさか気候変動「適応」ハンドブックの構成や内容を基本とし、最新の情報や知見等を踏まえ、必要に応じて効果的な内容に改訂すること。・国や大阪府の「適応」の取組みについても紹介する構成とすること。・掲載については公益的な内容とすること。・納品日は発注者と調整すること。 |

(1)～(4) 共通

受託者は、本事業に係り連携・協働する環境ＮＰＯ・推進員の活動等に関して一切の責任を負い、かつ責任をもってマネジメントを行うとともに、旅費などの必要経費を支給すること（(1)の参加者となる場合を除く）。

６　業務進行予定の作成

上記５(1)～(4)にかかる業務について、事業委託期間内に計画的かつ効率的に進行できるよう計画を立てて進行管理を行うこと。

|  |
| --- |
| （留意事項）・事業全体のスケジュール及び上記５(1)～(4)の業務ごとのスケジュールを表形式で示したものを作成し、応募書類に添付すること。 |

７　本委託事業に係る一般原則

(1) 関係者との連絡・調整

本事業は、発注者と十分協議を行いながら進めること。また、本事業の実施に必要な関係者との調整は受託者において行うこと。

(2) 物品等の購入について

業務に伴う物品購入や印刷物等は、令和元年度大阪府グリーン調達方針

（<http://www.pref.osaka.lg.jp/chikyukankyo/jigyotoppage/greenchotatsu.html>）に適合するものとすること。

(3) 著作権及び使用料について

上記５(1)～(4)に含まれる企画、画像等の著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとし、受託者が製作した成果物にかかる著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を発注者に譲渡するものとする。加えて、かかる成果物について著作者人格権を行使しないものとする。また、契約期間終了後に、大阪府がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、使用料等が別途発生しないようにすること。

(4) 本事業に係る個人情報保護義務

上記５(1)～(4)で実施する啓発活動等の参加者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、推進員に関する情報など業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。

また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講ずること。

(5) その他

・業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけること。

・本事業の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。

・提案内容については、発注者と協議を行いながら真摯に履行すること。

・別途、発注者が指定する会議等がある場合、出席すること。

８　再委託

再委託は原則禁止する。ただし、印刷物の作成等、専門性等から一部を受託者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託を実施する場合は、以下に基づき、発注者と協議し、承認を得ること。

|  |
| --- |
| **１　再委託の承認**(1) 次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について、再委託を承認する。ア　業務の主要な部分を再委託すること。イ　契約金額の相当部分を再委託すること。ウ　競争入札における他の入札参加者に再委託すること。エ　随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。**２　承認する場合に付する条件**(1) 受注者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託する期間、再委託に要する費用、委託先において取り扱う情報、著作権の確保、著作人格権の行使、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。(2) (1)の場合、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を順守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。なお、委託内容・指導内容を具体的に明記した委託契約書、完了報告書等を整備するとともに、発注者の求めに応じて提出しなければならない。(3) 受注者は、再委託先に対して本委託業務の一部を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。(4) 受注者は、再委託先に対して、本委託業務の主旨及び大阪府の委託事業であることを説明し、本委託事業の関係書類等を本事業終了後、翌年度４月１日から起算して５年間保存するとともに、発注者からの求めに応じて、受注者が実施する調査への協力について承諾させることとする。なお、再委託先の承諾が得られない場合は再委託をしてはならない。(5) 再委託先の選定については、経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定（一般の競争等）しなければならない。なお、経済性の観点によらず内容の優劣により選定する等、相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を発注者に提出し協議しなければならない。(6) 受注者は、委任した事務、事業が終了したかどうかを完了報告書により確認しなければならない。なお、完了報告書には、検収日を記載し、検収担当者が押印するものとする。(7) 再委託先への支払いは受注者の名義で行うとともに、銀行振込受領書等により支払の事実（支払の相手方、支払日、支払額等）を明確にしなければならない。 |

９　実施状況の報告

(1) 発注者から受託者に対し、必要に応じて、事業実施状況について報告を求めることがあるので、すみやかに対応すること。

(2) ５(1)～(2)で実施する学習会や啓発活動について、それぞれの開催日以後２週間以内に別紙様式により発注者へ報告すること。

(3) 成果品等作成

以下の成果品を、指定期限までに大阪府環境農林水産部エネルギー政策課が指定する場所に納品すること。

①　成果品

ア　事業実施報告書（Ａ４冊子版）　５部

撮影した写真やアンケート調査結果等を含み、５(1)～(4)の各業務の実施状況が確認できるもの

イ　事業実施報告書の電子データを収録した電子媒体（CD-R等）一式

②　納品期限　令和３年３月19日（金）

10　委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後５年間保存すること。

11　その他

・本委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、発注者と受託者で協議の上、業務を遂行する。

・企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は日本語及び日本国の通貨による。

様式（９　実施状況の報告(2)関係）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |
| --- |
| 令和２年度温暖化「適応」推進事業委託業務に係る開催結果報告書　　年　　月　　日大阪府知事　様提出者住所氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）電話番号 |
| １．事業の種類 | １．「適応」の普及に向けた学習会（適応塾）（第　回）２．環境NPO等と協働した地域での「適応」に関する啓発活動（第　回）（　※実施地域、協働したNPO等の名称を記載　） |
| ２．イベント名称 |  |
| ３．開催の日時 | 　　年　　月　　日（　曜日）　　時　　分から　　時　　分まで |
| ４．開催の場所※施設名（所在地） |  |
| ５．開催結果 | 別添のとおり※当日配布資料及び実施の様子が分かる写真を添付すること。なお、参加者の顔が特定できる場合は画像処理を施すこと。 |
| ６．アンケート調査結果 | 別添のとおり※実施したアンケートを添付すること。 |

 |